

2019/2020サッカー 競技規則改正に関 する説明会 資料 (HP版)

市原市サッカー協会第4種委員会 審判部

# 競技規則改正 2019/2020(主な改正と明確化の概要)

# 競技規則改正の背景

国際サッカー評議会(以下、IFAB)から2019年3月11日付回状第5号をもって2019/2020年の競技規則改正について通達がありました。

昨年<u>(2018/19) の競技規則の改正</u>は、「ビデオアシスタントレフェリー(VAR)」が競技規則に加わったことに伴う加筆や必要な変更があったものの、<u>競技に直接関わる規則の改正という点では僅かなもの</u>でした。しかしながら、<u>2019/2020年の競技規則改正は競技に直結する規則の改正が数多く示されている</u>ことから、サッカー競技にかかわる関係者、特に競技者、監督/コーチそして審判員はこれらの改正を十分に理解した上で、プレー、指導そしてレフェリングに携わることが必要となります。

この数年における大きな競技規則改正は、プレー時間増、公平・公正さやサッカーの魅力向上に大きく貢献し始めてきました。公平・公正、普遍性および多様性の受容また技術革新に目を向けながら、IFAB は世界中のあらゆるサッーのフィールドで行われる試合がより良いものになるよう、引き続き競技規則を発展させていきます。

市原市サッカー協会第4種委員会 主催大会

⇒2020年 1月11日(土) 開催予定 第38回市原市長杯争奪少年サッカー大会 より適用開始

⇒1月11日(土)以降の市原市サッカー協会4種主催大会につきましては全試合に対して適用される

第1条 チーム役員は、RRAに入れば警告(YC)され、VORに入れば退場(RC)を命じられる。

#### 解説

チーム役員による不正行為はイエローカードレッドカードを適用する罰則となる。

# 競技規則 P50

第3条 交代で退く競技者は、主審から指示された場合を除き、境界線の最も近い位置からフィールドを出なければならない。

#### 解説

交代して退く競技者がハーフウェーラインに向かってゆっくり出ることによって(規則上はそう定められていないが)時間を「浪費」することを防ぐため、競技者は(負傷したときと同様に)最も近い地点から競技のフィールドを出なければならない。ただし、競技者がハーフウェーラインのところからすばやく出られる、安全や保安上の問題がある、または競技者が担架に乗って競技のフィールドから出るなどで、主審が指示する場合を除く。競技者は、交代要員、観客、または審判員との間に問題が起こらないよう、ただちにテクニカルエリアまたはロッカールームへ行かなければならない。プレーの再開を遅らせるなどして、この競技規則の精神に反する競技者は、反スポーツ的行為で罰せられなければならない。

# 2019年9月2日付 日サ協発第190133号 公益財団法人日本サッカー協会 通達

交代の進め方が変更され、交代で退く競技者は境界線の最も近い地点から競技のフィールドを出ることが求められている。明らかな安全上の理由がない限り、また、<u>競技者がハーフウェーラインのところから素早く出ることを主審が認めない限り、厳格に施行</u>されるべきであり、競技者がハーフウェーラインのところから素早く出ないのであれば、警告(イエローカード)されるべきである。

# 2019年11月14日付 日サ協発第 190153 号 公益財団法人日本サッカー協会 通達

「サッカー競技規則」の改正より、交代する競技者は「境界線の最も近い地点から出なければならない。」と定められました。8 人制サッカーにおいてはゴールキーパーの交代にのみ適用とし、フィールドプレーヤーの交代は、「自由な交代」で行われるため、競技者管理の観点から交代ゾーンでの交代が継続

# 競技規則 P58

第4条 シャツの各袖とまったく同じマルチカラーや色の柄のアンダーシャツの着用は、認められる。

#### 解説

最近メーカーが作る柄の入ったアンダーシャツの袖は、シャツの袖の主たる柄と同じになっている。これは、審判員の判定の一助となる。

第5条

- ・プレーが再開されたならば、主審は再開時の判定を変えることはできない。しかし、ある状況下であれば、プレー再開前の事象のためにイエローカード/レッドカードを示すことができる。
- ・主審がVARレビューのために、また、各ハーフの終了時に競技者を呼び戻すためにフィールドから出た場合でも、判定を変えることができる。

#### 解説

- 「終結させた」という言葉は理解されにくいため、「中止させた」とした。
- ・前後半の終了時に主審がRRAに行くまたは競技者にフィールドへ戻るよう指示する場合、その反則が前後半の終了前に起こっていれば、「レビュー」は認められ、 決定を変更することができる。
- ・審判員がイエローカードやレッドカードとなる反則を示したり、伝えようとしたが(例えば、ボールとは関係ない場所での乱暴な行為に対して副審が旗を上げるな どして)、主審がそれを見ない、または聞かないまま、プレーを再開してしまうことがある。その場合でも主審は適切な懲戒処置をとることができるが、その反則に 応じたプレーの再開は適用されない。

#### 競技規則 P66~67

第5条

・チーム役員が不正行為に対してイエローカード/レッドカードを示すことができる。もし不正を働いた者が特定できなかったならば、テクニカルエリア内のより上位のコーチにイエローカード/レッドカードが示される。

# 解説

チーム役員による不正行為に対するイエローカードやレッドカードの実験が成功し、若い審判員が難しい扱いが必要となる年長のコーチに対応する場合など、あらゆるレベルで多くの利益があることが明らかになった。反則を犯した者を特定できない場合、テクニカルエリア内にいる上位のコーチ(通常は、監督。「コーチ」には、他のチーム役員を含む。)がイエローカードやレッドカードを受ける(他のチーム役員に関して責任を負う人物として)。

・審判報告書の改訂・懲戒罰を与えた氏名の特定が必要。・主審以外の審判団の助言が必要。・エントリー表記載のベンチ入り役員氏名の確認

# <u>競技規則 P67</u>

第5条

・ペナルティーキックが与えられた場合、そのチームのペナルティーキックを行うキッカーは負傷の状況の確認や治療を受けることができ、そのままフィールド内に留まり、キックを行うことができる。

#### 解説

キッカーが負傷の程度の判断と治療を必要とし、競技のフィールドから離れなければならず、ペナルティーキックを行えないのは不公平である。

第7条 "クーリングブレーク"と"飲水タイム"の違いを明確化した。

#### 解説

<u>競技者の安全のため</u>、一定の天候状態(例えば、高温多湿)において体温を下げるための<u>「クーリング」ブレーク(90秒間から3分間まで)を行う</u>ことを、<u>競技会規定で認めることができる</u>。これらは水分補給のための「飲水」タイム(最大1分間)とは異なる。

# 競技規則 P87

第8条・トスに勝ったチームは、キックオフも選ぶことができる。

#### 解説

最近の競技規則変更によって、<u>キックオフからの攻撃の選択肢が増え</u>(例えば、キックオフから直ぐに得点が生まれる)、<u>トスに勝ったキャプテンが</u> <u>キックオフを選べないのか</u>と求めることがある。

#### 競技規則 P88

第8条・ドロップボール - <u>(プレーがペナルティーエリア内で止められたならば)ボールはゴールキーパーにドロップ</u>される。または、<u>最後にボールが触れられた</u> 位置で、<u>最後にボールに触れたチームの1人の競技者</u>にドロップされる。(両チームの)その他すべての競技者は、<u>ドロップの位置から4m(4.5ヤード)以上離れなければならない</u>。

# 解説

現在、ボールをあえて一方のチームにドロップしてプレーを再開することで、<u>ドロップボールが不正に「利用」</u>されたり(例えば、相手競技者のハーフ内の深い位置にけり出してスローインにする)、あるいは、<u>攻撃的な対立を引き起こしたりする</u>ことがしばしば起きている。<u>最後にボールをプレーしたチームにボールを返す</u>ことにより、プレーが停止さたことでボールを失ってしまった<u>不利益を回復</u>する。ただし、ペナルティーエリア内の場合は、ゴールキーパーにボールを戻した方がシンプルに再開できる。チームが利益を不正に得ることを防ぐため、ボールを受ける競技者を除く両チームのすべての競技者は、4m(4.5ヤード)以上離れなければならない。

# 競技規則 P91

第9条 · ボールが主審(または、その他の審判員)に当たり、ゴールに入ったり、攻守が変わったり、あるいは、それにより新たな攻撃が始まった場合、ドロップボールとする。

・ボールが審判員に触れ、競技のフィールド内にあり、次のような場合。

チームが大きなチャンスとなる攻撃を始めるか、ボールが直接ゴールに入るか、ボールを保持するチームが替わる

#### 解説

ボールが審判員、特に主審に当たってチームが利益を得たり得点したりするのは、多くの場合、公平・公正さに欠けることになる。

ボールは、<mark>審判員に触れたり、</mark>審判員、ゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返って競技のフィールド内にある場合も<del>含めて</del><u>つ</u> <u>ねインプレーである。</u>

# 解説

第9条1項で示されている場合を除き、ボールは審判員に触れてもインプレーである。

#### 2019年9月2日付 日サ協発第190133号 公益財団法人日本サッカー協会 通達

<u>ボールが審判員(主審)に当たって、そのままタッチライン、ゴールラインを割りアウトオブプレーになった</u>としても、<u>審判員にボールが触れる前にプ</u> レーしたチームの相手側チームのスローイン、ゴールキックまたはコーナーキックで再開されることになります。

審判員に当たったボールの行方による大きなチャンスの攻撃(二次攻撃)が始まったかの見極め(Wait & See)が重要

# 競技規則 P93

第10条・ゴールキーパーは、相手ゴールにボールを投げ入れて得点することができない。

<u>ゴールキーパーが相手のゴールにボールを直接投げ入れた場合、ゴールキックが与えられる。</u>

# 解説

第12条におけるハンドの反則の言い換えに合わせるための変更

# 競技規則 P 103~105

# 第12条

・ハンドの反則に関する文章が修正され、"意図なく"ボールが手に当たったときに"反則とする"(反則としないのか)場合のガイドラインがより明確になって、より明瞭で一貫性あるものとなった。

#### 解説

ハンドの反則に関しては、特に<u>「意図的ではない」ハンドが反則となる場合について、より明確</u>にする必要があった。また、基本的な原則に従って語 句を言い換えた。

- <u>・サッカーでは、手や腕を用いて得点することは受け入れられない(偶発的であっても)</u>。
- ・サッカーでは、<u>競技者が手や腕を用いてボールを保持またはコントロールし、得点する、または得点の機会を作り出すなどの大きな利益を得た場合、</u>ハンドの反則によって罰せられることが求められる。
- · 競技者が倒れたとき、体と地面の間に腕を置いて支えるのは自然なことである。
- ・<u>手や腕を肩より高い位置におくこと</u>は「自然」な位置であることはほとんどなく、スライディングするときを含め、<u>競技者は手や腕をその位置に置</u> くことで「リスク」を冒していることになる。
- ・ボールが競技者の体、または近くにいた(いずれかのチームの)他の競技者に当たって手や腕に向かって来た場合、<u>ボールとの接触を避けることは</u> 不可能であることが多い。

# **当たった=ハンドの反則ではない!** ボールスピード、距離、角度、到達時間が判断の鍵。

# 競技規則 P 105

第12条・ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で"不正に"ハンドの反則を犯した場合、イエローカード/レッドカードにならないことが確認された。

#### 解説

ゴールキーパーは、味方競技者から意図的にけられたまたはスローインによるボール、または一度手から放したボールを、自分のペナルティーエリア内で手または腕で扱うと間接フリーキックとなる。これらの反則、この他<u>ゴールキーパーが</u>ゴールキックを行い再び<u>エリア内でボールを手で扱うなどの反則を犯して相手の大きなチャンスとなる攻撃を止める、得点を阻止する、または決定的な得点の機会を阻止しても、懲戒の罰則は与えられない</u>。

#### 競技規則 P 105

第12条・ゴールキーパーがチームメイトからのスローインや意図的にパスされたボールをけったりプレーに戻そうとしたものが失敗した場合、その後、ボールを手で扱って良い。

# 解説

- ・「腕」を含めることで、ボールを手または腕で扱う反則に関する規則の他の部分と合わせた。
- ・ゴールキーパーがプレーに戻すために、<u>ボールをけったり、またはけろうとしたりする</u>ことで、<u>ゴールキーパーがボールを手や腕で扱う意図がな</u> <u>かったこと</u>がわかる。そのため、仮にボールをうまくクリアすることができなかった場合、以降、ゴールキーパーは、ボールを手または腕で扱うことができる。

第12条・チーム役員が注意を与えられる、また、イエローカード/レッドカードを示される反則をリストアップした。

#### 解説

レッドカードおよびイエローカードをチーム役員にもだすことができるようになった。(第5条参照)

#### 2019年9月2日付 日サ協発第190133号 公益財団法人日本サッカー協会 通達

特に<u>チーム役員が競技のフィールドに進入して審判員に対決姿勢を見せる</u>のであれば、<u>ハーフタイムでも試合終了後</u>であっても<u>レッドカードが示され</u> **る**べきである。

#### 競技規則 P 107 P110

第12条・主審は、反則を受けたチームがクイックでフリーキックを行い、得点の機会を得た場合、次にプレーが停止されるまで、イエローカード/レッドカードを示すのを待って良い。・その後得点が認められなかった場合でも、"不適切な"得点の喜びに対するイエローカードは消えない。

主審が警告または退場と判断した場合、懲戒の罰則の処置をし終えるまでプレーを再開させてはならない。<u>ただし、主審が懲戒の罰則の手続きを始め</u>ておらず、反則を犯していないチームがすばやくフリーキックを行って、明らかな得点の機会を得た場合を除く。懲戒の罰則の処置は、次にプレーが停止されたときに行われる。なお、反則が相手チームの決定的な得点の機会を阻止したものであった場合、競技者は警告されることになる。

#### 解説

警告や退場となる反則で攻撃が一時的に止められても、<u>攻撃側チームはすばやくフリーキックを行うことで"その攻撃"を引き続き行うことができる</u>が、イエローカードや<u>レッドカードを示すと"新たな"攻撃ができなくなる</u>ので、明らかに公平・公正とは言えない。もっとも、主審がカード示し始めることで反則を犯したチームの守備への注意をそらすことになってしまうのであれば、すばやいフリーキックは認められない。<u>なお、DOGSO (Denial Of an Obvious Goal Scoring Oppotunity)でプレーが止められた後すばやくフリーキックが行われたならば、攻撃は再開できたので、退場は命じられず警告となる(DOGSOの反則にアドバンテージを適用したときと同じ)</u>

次の場合、競技者は、**得点が認められなくとも**警告されなければならない:

# 解説

得点が認められない場合でも、不適切な得点の喜びが(安全性、ゲームのイメージなどに)与える影響は得点が認められた場合と同じであるため、警告が与えられる。

#### 競技規則 P 112~P113

第12条・チーム役員が注意を与えられる、また、イエローカード/レッドカードを示される反則をリストアップした。

#### 解説

<u>注意、イエローカードまたはレッドカードになる主な反則を競技規則に規定</u>し、<u>チーム役員による不正行為</u>に対して<u>正しくイエローカードやレッド</u> <u>カードを示せる</u>ようにした。

#### 警告

警告となる反則の事例は多数あり(ただし、これらに限らない):

- 。明らかに、または繰り返して自分のチームのテクニカルエリアから出る。
- ∘ 自分のチームのプレーの再開を遅らせる。
- 。 意図的に相手チームのテクニカルエリアに入る(対立的ではなく)。
- 。 言葉または行動により異議を示す(ドリンクボトルやその他の物を投げる、またはけるなど)
- ・審判員に対するリスペクトを明らかに欠いた身振りをする。皮肉な拍手など。
- 。 過度に、または繰り返し、レッドカードやイエローカードを示す身振りをする。
- 挑発したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動をする。
- 容認できない行為を繰り返し行う(注意となる反則を繰り返すことを含む)。
- サッカーに対してリスペクトに欠ける行為を行う。

#### 退場

退場となる反則の事例は多数あり(ただし、これらに限らない):

- 。ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、 相手チームのプレーの再開を遅らせる。
- 意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う:
  - ・審判員に対して異議を示す、または抗議する。
  - ・挑発したり、相手の感情を刺激するような態度をとる。
- 攻撃的または対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る。
- 競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、またはけり込む。
- 競技のフィールドに入り、次のことを行う:
  - ・審判員と対立する(ハーフタイムと試合終了後を含む)。
  - ・プレー、相手競技者、または審判員を妨害する。
- 相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、またはその他の人 (ボールパーソン、警備員、競技会役員など)に対する身体的または攻撃的な 行動をとる(つばを吐く、かみつくなど)。
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする。

# 競技規則 P 114

第12条・言葉による反則は、すべて、間接フリーキックで罰せられる。

・物をけりつけることは、物を投げつける反則と同じ方法で罰せられる。

#### 解説

体を用いた反則の種類の違い(接触がある場合、ない場合)で再開方法が異なること、また、審判員に対してであっても、<u>言葉による反則はすべて間</u> 接フリーキックで罰せられることを確認した。

#### 解説

<u>競技者が自分のチームの競技者、チーム役員、交代要員などに対して反則</u>を犯したならば、<u>間接フリーキックになる</u>ことを確認した。

# 解説

人やボールに対して物をける行為は、物を投げる行為と同様に**罰せられる**。

第13条・主審は間接フリーキックが行われた後、直接得点につながらない(例えばオフサイドによる間接フリーキックが最たるもの)ことが明らかになった場合、間接フリーキックとして上げた腕を下ろ

#### 解説

片腕を上げながら走ることは容易ではない。これまでは、他の競技者がボールに触れるまで片腕を上げ続けていなければならなかったが、多くの場合、間接フリーキックは相手ゴールから遠くすぐに得点することができないので(オフサイドの間接フリーキックなど)、<mark>得点につながらない状況であれば、フリーキックが行われた後、腕を下ろしても良くなった。</mark>

# 競技規則 P 118

第13条・ペナルティーエリアからの守備側チームのフリーキックが行われるとき、けられて明らかに動いたならばボールはインプレーとなる。ペナルティーエリアを出る必要はない。

#### 解説

ペナルティーエリア内で守備側チームのフリーキックを行うときにボールはけられたならばすぐにインプレーとなり、ペナルティーエリア出る必要はないといる実験を行ったところ、試合の再開がより速く積極的再開ができることがわかった。相手競技者はボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外、かつ9.15m以上離れなければならない。ゴールキックに関しても同様の変更がなされた(第16条を参照)。

#### 競技規則 P 118

第13条・守備のための"壁"が3人以上の競技者で作られたならば、すべての攻撃側競技者は"壁"から1m以上離れなければならない。1m以内に侵入したら、相手の間接フリーキックとなる。

#### 解説

フリーキックのとき、攻撃側競技者が守備の「壁」から非常に近い位置または「壁」の中に立っていると、フリーキックが円滑に行われなかったり、 時間の浪費となる。攻撃側競技者が「壁」の中にいることに合理的な戦術上の正当性はなく、そこのいることは「競技の精神」に反しており、サッカーのイメージを損なうことになる。

攻撃側競技者が「壁」から1m以内に侵入した場合の再開方法について確認した。

壁を構成する総人数が3人以上(壁が2枚、2枚だとしても総人数として4人としてカウント)

第14条・ペナルティーキックが行われるとき、ゴールポスト、クロスバー、ネットは動かされていないこと、また、ゴールキーパーがこれらに触れていないこと。・ゴールキーパーは、ペナルティーキックが行われるとき、少なくても片足をゴールラインか、ラインの上方に置いていなければならない。ラインの後方にいることはできない。

#### 解説

- ・主審は、ゴールキーパーがゴールポスト、クロスバーまたはゴールネットに触れていたり、また、けったり、揺らしたりして、これらを動かしていたならば、ペナルティーキックを行うための合図をしてはならない。
- ・ゴールキーパーが**ゴールラインの前方または後方に立つことは認められない**。ペナルティーキックが行われるとき、ゴールキーパーは片足のみをゴールライン上(跳んで足が上がった場合はゴールラインの上方)に位置させておけば良くなった。これにより、片足だけゴールライン上にあることを確認すれば良くなり、またキックが行われる前にゴールキーパーが飛び出したかどうかも簡単に見極められるようになった。また、キッカーは途中止まったりしながらボールまで走っていくことができるので、ゴールキーパーがキックを予測してワンステップで動けるようになるのも理にかなっている。

#### 2019年9月2日付 日サ協発第190133号 公益財団法人日本サッカー協会 通達

ペナルティーキックの進め方の大きな変更によってゴールキーパーに大きな自由(制約の緩和)がもたらされ、<u>キックが行われるとき、両足の全部位</u> <u>または一部をゴールラインにつけている必要がなくなり、片足だけライン上にあれば良い</u>ことになった。更には、<u>その片足もラインに付けている必要</u> <u>もなく、(空中であっても)ライン上にあればよい</u>という"自由"も追加されている。

ゴールキーパーは競技規則を遵守しなければならず、審判員は、<u>ボールがインプレーになる前にゴールキーパーが前方に飛び出てペナルティーキックをセーブしたのであれば、確実にキックを再び行わせなければならない</u>。しかしながら、<u>ゴールキーパーが前に出ることで明らかに影響をキッカーに与えていない</u>のであれば、<u>ボールがゴールの枠を外れる、あるいはボールがゴールポストやクロスバーから跳ね返った</u>ならば、主審は競技規則の"精神"を適用して、**キックを再び行わせない**。

 ボールがけられる前のゴールキーパーの飛び出しがキッカーに影響を与えず、キッカーのミスでゴールを外す、またはゴールポスト等にボールを当て、 得点とならなかったならば、それは反則としない</u>ということになります。もっとも、ゴールキーパーの飛び出しによりキッカーがキックすることを躊躇する、またはキックに影響があったと審判員が判断し、その結果キックが失敗したならば、反則として、ペナルティーキックはやり直しとなります。審判員は、単にゴールキーパーの飛び出しがあったかどうかのみならず、その飛び出しが如何にキッカーに対して影響を与えたのかも判断し、得点としない、またやり直しの判定を下すことが求められるようになりました。

第14条・主審がペナルティーキックを行うよう合図をしたが、キックが行われる前に反則が犯された場合、イエローカード/レッドカードを示した後にキックが行われなければならない。

#### 解説

主審がペナルティーキックを行う合図をした後に反則が起こり、キックが行われなかった場合、ボールはインプレーになっていないため、フリーキックを与えることはできない。その場合でも、必要な懲戒処置をとることができる。

# 競技規則 P 122

第15条・相手競技者は、例えスローワーがラインの後方にいたとしても、スローインが行われるタッチライン上の位置から2m以上離れなければならない。

#### 解説

これにより、<u>競技者がタッチラインから離れてスローインする状況でも相手競技者はタッチラインから2m以上離れなければならなくなった</u>。

#### 競技規則 P 131

第16条・ゴールキックのとき、けられて明らかに動いたならばボールはインプレーとなり、ペナルティーエリアから出る必要はない。

#### 解説

ゴールキックキックのときにボールはけられたならばすぐにインプレーとなり、ペナルティーエリアを出る必要はないという実験を行ったところ、試合がより速くより様々な、積極的な再開ができることがわかった。ボールがペナルティーエリアを出なければゴールキックが再び行われることを利用して守備側競技者が戦術的に時間を浪費することなどかあったが、これらを阻止することで、時間の空費または浪費を少なくする。相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいなければならない。

#### 2019年8月19日付 日サ協発第190114号 公益財団法人日本サッカー協会 通達

<u>ゴールキーパーがボールを"リフトして"チームメイトにパスし、その後、頭や胸を用いてゴールキーパーに戻すプレー</u>については、現在のところの見解は、この<u>プレーは認められないが、反則とはしない</u>としている。このようなプレーが行われた場合、<u>主審はゴールキックを再び行うように命ずる</u>こととなる(ただし、懲戒の罰則は与えられない)。

<u>ゴールキックが行われるとき、相手競技者がペナルティーエリアから出る時間がなく残っていた場合、主審はプレーを続けさせることができる。</u>ペナルティーエリア内にいる、<u>相手競技者がインプレーになる前にボールに触れる、または、挑む場合、ゴールキックは再び行われる</u>。

#### 解 説

ゴールキックを行うときに相手競技者がペナルティーエリア内に残っていた場合の主審が取るべき対応を明らかにした。

#### 2019年8月19日付 日サ協発第190114号 公益財団法人日本サッカー協会 通達

<u>ゴールキック</u>が行われるまで<u>すべての相手競技者はペナルティーエリア外にいること</u>を求めている。キックが行われる前に相手競技者がペナルティーエリア内に残っていた、あるいは<u>エリアに進入し、ボールをプレーしたり、ボールに挑んだり、触れた場合、ゴールキックは再び行われる</u>ことになる。「クイック」フリーキックの原則も適用されることから、ペナルティーエリアから出る時間が無いことで相手競技者がエリア内に残っていた場合、<u>主</u> <u>審はプレーを続けることを認める</u>。

- キックが素早く行われ、相手競技者が本当にペナルティーエリアから出る時間がない場合、相手競技者はキックを行うことを妨害したり、阻止することはできないが、ボールがインプレーになった後であれば、ボールをインターセプトすることができる。これは守備側チームがキックを素早く行うことによって利益を得ようとクイックでキックを行っているので認められる。また、競技規則は、素早いキックが「うまくいかなった(相手にボールが取られてしまうなど)」場合でも、それを「救う(やり直しなどをする)」ことまでは意図していない。
- キックが素早く行われた場合であっても、キックが行われる前に<u>意図的にペナルティーエリア内に留まったり、進入した競技者</u>は不正な利益を得るべきではない。 <u>相手チームの競技者が(上記のような)反則を犯した場合、ゴールキックは再び行われる。反則が何度も犯されない限り(繰り返し反</u>則する)懲戒の罰則は与えられない。

市原市サッカー協会4種委員会主催大会運営主要ポイント	
試合前	1 参加する大会の大会要項を十分に確認しましょう(大会ルール、競技ルール、ローカルルールの有無などの事前確認) 2 審判員はリスペクトワッペンは右袖につけましょう(千葉県ルール) 3 審判員はフェアプレーワッペンはつけず、付いている場合は外しましょう(2019年通達による) 4 使用するボールの空気圧調整は使用ボールの上限を超えないようにしましょう(4種は0.9が目安) 5 大会要項を確認し、ユニフォームは正・副(異なる色)を必ず準備しましょう(失格要件になる場合があります) 6 帽子着用はGKは認められますが、FPは認められません。但し、熱中症対策として市原市主催大会における低学年(2年生以下)では着用が認められるケースがあります。 7 試合前およびハーフタイムのフィールドに入れるチーム役員は最大3名となります。 8 第1試合の試合前練習で競技のフィールドに入れるのは15分前が原則となります。但し、会場規模によって対応が異なる場合がありますので、会場責任者は受付時に各チームに指示をお願いします。 9 試合開始前の用具チェックは先発メンバーのみを実施します。 10 交代要員はユニホームの色と異なる色のビブスを着用しましょう。 11 熱中症判定値の確認(WBGT25℃以上飲水、28℃以上CoolingBreak)を事前に両ベンチに通達しましょう。
試合中	1 試合時の挨拶は基本、対面形式をとします。セレモニー形式は特別な場合(開幕戦、準決勝、3位決定戦、決勝など)に実施します。なお、試合時の挨拶と試合終了時の挨拶方法は同一とします(セレモニー形式で始めた場合はセレモニー形式で終了する) 2 ハーフタイム中のフィールド内の練習は原則当該チームのみとなります。但し、会場によってアップエリアの有無により対応が異なりますので、会場責任者は受付時に各チームに指示をお願いします。 3 8人制におけるFP交代選手は目視での背番号・用具確認とし、不備がない限り、呼び止めないようにしましょう。 4 8人制におけるFP交代選手は目視での背番号・用具確認とし、不備がない限り、呼び止めないようにしましょう。 5 8人制におけるFP交代は自由交代のため、交代ゾーンからの交代とします。(最も近い境界線からのピッチアウトはしない) CoolingBreak中やハーフタイム後の交代は主審承認を得て行いましょう。 1 試合中のFPとGKの入れ替わりは入れ替わる前に主審承認を得て行いましょう。 2 なお、主審未承認のGK/FP入れ替わりは懲戒罰対象外ではありますが、審判報告書のその他報告事項に記載事項となります。 2 ハーフタイムでの熱中症判定値の確認とベンチ通達(WBGT25℃以上飲水、28℃以上CoolingBreak)を行いましょう。 3 オフサイドの判定は「Weit&See」を実践しましょう。 4 本は、アディショナルタイムの両ベンチへの告知はランニングタイムの終了後に実施します。 なお、アディショナルタイムが0分の場合は告知は行いません。
試合後	1 試合時の挨拶と試合終了時の挨拶方法は同一とします(セレモニー形式で始めた場合はセレモニー形式で終了する) 2 試合後の両ベンチへの選手挨拶は原則実施しません。(試合時間の延伸、ベンチ選手不在への挨拶意義を考慮) 3 審判団として、試合結果、懲戒罰の有無の確認を行いましょう。 4 主審は審判報告書の作成します。報告書は公的文書扱いとなります為、丁寧かつ簡潔に記載しましょう。 ※報告書の様式が最新版か確認 ※キックオフ時間は予定時刻ではなく実際の時間を記載

- ※キックオフ時間は予定時刻ではなく実際の時間を記載
- ※キックオフ時間が予定時刻より遅れた場合その他報告事項に記載
- ※審判員の所属は協会名を記載(1級:日本、2級:関東、3・4級:千葉県) ※主審以外の審判団氏名には最後に「氏」を付けることを推奨
- ※その他報告事項に記載事項ない場合は「特にございません」を推奨



# 最後に

サッカーの競技規則は他の競技に比べ比較的単純ではありますが、競技規則は発生する全ての状況に対して言及はできませんので、具体的な事象についての規定は記述されておりません。 すなわち、多くの状況において「主観的な」判断が必要となります。

審判も人間である以上、間違いも犯します。判定が正しい、間違いに関わらず、選手・チーム関係者・その試合に関わる全ての人により、審判の判定は常にリスペクトされるべきと考えます。

そのためにも、競技規則の精神と判定基準の正しい理解を深め、審判員としての資質(情報収集力、判断力、実行力、個性・社会性)向上に向け、フェアプレーの原点であるピッチ上の人、それを支え、とりまく全ての人・ものを互いに「大切に思うこと」ととらえ、リスペクトの精神を身につけ実践し、何よりもサッカーを心から楽しんで頂けますことを切に願っております。

市原市サッカー協会第4種委員会 審判部